

今年も、日本最大級の環境展示会『エコプロダクツ2011』内で、
森づくり・木づかい等の“テーマゾーン”を開設します！



2011国際森林年記念
『森林からはじまるエコライフ展』
～森と木の“グリーン・エコノミー”の提案(仮称)～
出展団体募集中!!

【期間】2011年12月15～17日(木～土)
【場所】「東京ビッグサイト」(エコプロダクツ2011会場内)
主催: (社)国土緑化推進機構、美しい森林づくり全国推進会議

3月11日に発生しました東日本大震災により被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地域の日も早い復興をお祈りいたします。今後、被災地域を最優先に復興が進む中で、「エコプロダクツ」が持つ社会的意義は、今後高まっていくものと考えられます。「がんばろう日本。『環境』で復興を」を掛け声に、本年も展示会「エコプロダクツ2011」が開催されることになっています。

こうした中、被災地域の農山村の復旧・復興や日本の森林・林業再生に向けた森づくりや木づかい等への期待は高まっていくことが期待されます。また本年は国連が定める「国際森林年」を迎え、来年には「グリーン・エコノミー」を主要テーマとした「地球サミット(リオ+20)」が開催されることから、国際的にも“持続可能な森林管理及び利用”への注目が高まっています。

そこで、本年も「エコプロダクツ2011」の主催者と連携して『森林(もり)からはじまるエコライフ展』を開設することとなりました。森づくりや木づかい、環境教育や都市山村交流といった取組を実施している多様な団体等が協働することで、訴求力ある形で幅広い企業や一般消費者等の来場者に対して、森や木を活かした農山村地域の再生から「グリーン・エコノミー」、そして具体的な実践活動の呼びかけを行いたいと考えております。

2011年「国際森林年」のフィナーレを迎えるこの時期に、多くの企業・団体の皆さまの出展をお待ちしております。



日本最大級の環境展示会
エコプロダクツ2011 開催概要

「森林からはじまるエコライフ展」の詳細
については、裏面をご覧ください。

【会期】2011年12月15～17日(木～土) 10:00～18:00 (17日は～17:00)

【会場】「東京ビッグサイト」東1～6ホール(予定)

【主催】(社)産業環境管理協会、日本経済新聞社

【展示規模】750社・団体、1,800小間[見込み] (前回実績: 745社・団体、1,762小間)

【来場対象】・企業経営者、企業の購買、環境管理、製品・商品開発、経営戦略、社会貢献の各部門
・自治体・官公庁の地域振興、購買、環境の各部門など
・各業界団体、地域産業・商工団体、環境NPO・NGO、市民グループなど
・環境に関心のある一般消費者(ファミリー、主婦、学生、小・中・高生)

【入場料】無料

【来場者数】185,000人(見込み/前回実績183,140人)

詳しくは、「エコプロダクツ2011」公式サイトまで ⇒ <http://www.eco-pro.com/eco2011/>

2011国際森林年「森林からはじまるエコライフ展2011」実施要領



- 【主催】 (社)国土緑化推進機構、美しい森林づくり全国推進会議
【特別協力】 国際森林年国内委員会事務局
【期間】 2011年12月15日～17日(木～土) 10:00～18:00(17日は～17:00)〈エコプロダクツ2011と同一〉
【会場】 「東京ビッグサイト」東ホール内(予定) 〈エコプロダクツ2011の会場内〉
【対象】 森林・林業・木材・山村等に関わる取組を実施している企業・NPO・大学・行政等
※ 展示内容は、ゾーンの性質から、森林・林業・木材・山村等が中心の内容でお願いしています。
※ 出展団体は、「フォレスト・サポーターズ」への登録をお願いします。

【内容】 以下のように実施する予定です。

- ① テーマゾーン内は、主催者側でエントランスやアイキャッチ等を配置するとともに、“森づくり”や“木づかい”の共通したイメージづくりのため、木製の机・椅子、パーテーション、グリーンカーペット等を使用することで、統一感ある環境づくりを行う予定です。
- ② エリア内には、来場者の効果的な誘導のため、「森のための4つのアクション」(森にふれよう、木をつかおう、森をささえよう、森と暮らそう) 毎に小ゾーンを配置します。
- ③ 出展団体数に応じて、共通の「打合せ・ワークショップスペース」を用意する予定です。
- ④ 効果的なPRに向けて、出展団体間の内容調整や連携した装飾品等制作等が行えるよう、事前に「森林からはじまるエコライフ展」出展団体向け説明会・情報交換会を開催します。

【特徴】 通常の個別出展と比較して、本テーマゾーンへの出展は、以下のような特徴が考えられます。

- ① 「エコプロダクツ2011」のWEBサイトや当日配布されるパンフレットで“テーマゾーン”として紹介されることで、来場者向けの注目度の高まりが期待されます。
- ② 「エコプロダクツ2011」の同時開催行事で、「国際森林年」に関連する顕彰行事、「ネットワークステージ」での本テーマゾーン出展団体のプレゼンテーションの実施、会場内の装飾等での間伐材等の利用を予定されており、来場者の注目度の高まりが期待されます。
- ③ 本テーマゾーンは、会場の中心エリアへの配置を予定されるとともに、毎年恒例の「スタンプラリー」ゴールともなるため、子どもから大人まで、多くの来場者の来訪が期待できます。
- ④ 森林・林業・木材・山村関連の団体のブースが集結することで、関連団体同士の情報交換やネットワークづくり等にもご活用頂けます。

【出展】 出展や申込の要領は、「エコプロダクツ2011」公式サイト(<http://eco-pro.com/>)に掲載されている「出展のご案内」をご参照下さい。なお、レイアウトの関係から、ブースはミニブース(2m×2m)単位でのご提供が基本となります。

【申込】 本エリアへの出展申込は、企業、NPO/NGO、大学など教育機関の区分を問わず、別添の申込用紙となります。(エコプロダクツ2011のWEB上の申込フォームから申し込まないよう、ご注意ください)

【その他】 本テーマゾーンにおけるワークショップ等の連携企画の実施や、ゾーン装飾やスタンプラリーの景品提供等にご協力頂ける団体等も募集していますので、下記問合せ(展示関係)までご一報下さい。

【締切】 平成23年7月22日(金)

【問合せ】 (申込関係、申込書もこちらにご郵送ください)

エコプロダクツ2010 主催者事務局

日本経済新聞社 文化事業局 イベント事業部 (担当:成澤) E-MAIL: join@eco-pro.com

(展示関係)

「フォレスト・サポーターズ」運営事務局

社団法人国土緑化推進機構 政策企画部 (担当:川越・木俣)

TEL: 03-3262-8437 FAX: 03-3264-3974 E-mail: fore-sapo@green.or.jp

◆ 昨年の「森林からはじまるエコライフ展」や「フォレスト・サポーターズ」については、下記サイトをご覧ください。
<http://www.mori-zukuri.jp/>





「森林からはじまるエコライフ展 2011 出展に関する規約」を遵守することに同意し、下記の通り申し込みます。

記入日 2011年 月 日

出展企業・団体名 [和文] ※例:「株式会社 日本経済新聞社」	フリガナ ここに代表者印 または社印を捺印				
出展企業・団体名 [英文]					
出展者名表記 ※例:「日経グループ」	フリガナ				
代表者名			共同出展者	あり・なし ※どちらかに○	
設立年月	年	月	資本金	万円	従業員数 人
ホームページURL					
出展責任者	フリガナ	所属部署名			
	氏名	役職名			
出展担当者 ※出展に関する事務連絡のご担当者 についてお書きください	フリガナ	所属部署名			
	氏名	役職名			
	TEL: ()		FAX: ()		
	Email:				
出展担当者部署所在地	〒 _____				
請求書送付先 ※上記出展担当者と異なる場合は ご記入ください	所属企業・ 団体名				
	担当者名	所属部署名	役職		
	所在地	〒 _____			
		TEL: ()		FAX: ()	
	Email:				
申込小間数および 出展協力金 ※どれかひとつの口にチェックを 入れ、必要事項をご記入ください	① NPO・NGOの方 →	<input type="checkbox"/> 1小間 (5,000円、税込)	1小間=間口2m×奥行2m(4㎡)とな ります。より多くの方にご参加いた だけるよう、1団体あたり2小間までと させていただきます。また1小間で出 展される際の料金を安く設定してい ます。		
	② 大学・教育機関の方→	<input type="checkbox"/> 2小間 (25,000円、税込)			
	<input type="checkbox"/> 1小間 (無料)				
	<input type="checkbox"/> 2小間 (20,000円、税込)				
③ 法人企業・団体の方→	<input type="checkbox"/> 1小間 (105,000円、税込)				
	<input type="checkbox"/> 2小間 (294,000円、税込)				
	<input type="checkbox"/> スタンダードブース (間口3m×奥行3m、2小間以上から申込可)		_____小間×320,000円(税込み) = _____円		
その他 (主催者へのご連絡など)					
出展内容	※別途資料に記載の場合はその旨ご入力の上、本申込書と共に事務局にお送りいただいても結構です。				

※ 必要事項にもれなくご記入・ご捺印の上、①「会社(または団体・学校)案内」②「展示内容に関する資料」を必ず添付のうえ、下記までご郵送ください。

森林からはじまるエコライフ展 2011 (エコプロダクツ2011 内)

出展に関する規約

下記文章をよくお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。

【規約の履行】

- 1 出展者（共同出展者を含む、以下同）は、以下に述べる各規約および主催者から提示された「出展のご案内」（出展要項）および出展者を対象に行う「出展者説明会」にて配付する「出展細則」の各規定（以下に説明する【展示に関する規約】に一部記載されています）を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期を問わず出展申し込みの拒否、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、展示会場からの退去を命じることができます。その際、主催者の判断根拠などは公表しません。また、出展者から事前に支払われた費用の返還および出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者および関係者の損害も補償しません。

【出展資格】

- 1 出展者は主催者が定める展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。また、主催者は社内に出展基準に従い、法人・団体、製品・サービスなどが出展に適するか否かを決定する権利を持ちます。下記事例などに該当すると判断した場合には申込受付の保留または出展をお断りする場合があります。また、その際、判断基準、根拠などは公表しません。

【申込受付の保留または出展をお断りする事例】

- 「申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合」
 - 「出展内容が本展の趣旨にそぐわないと判断される場合」
 - 「出展者が第三者の権利を侵害していると判断される場合」
 - 「来場者や他の出展者などから苦情が予想される場合」
 - 「出展者が自らの法的倒産手続きの申し立てをし、あるいは、申し立てを受けている場合」
 - 「その他出展が著しく不相応と判断される場合」
- 2 出展申し込みを正式に受理した後でも、出展者が「出展に関する規約」などに違反したと主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消す権利を持ちます。
 - 3 主催者は、疫病などで WHO（世界保健機関）の伝播地域に指定された国・地域からの出展を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外においても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

【出展申し込みおよび出展協力金の支払い】

- 1 本展示会は、出展申込書（本展示会に初めて出展の場合は、「会社・事業案内」を添付）を主催者が受領し、「出展申込受理書」を発送した時点をもって、正式な出展申込受理とします。出展申込書は原本をお送りください。なお、出展申込書および出展に関する規約、その他すべての提出書類はコピーをとり、お手元に保管してください。
- 2 主催者が出展申込を受理した後、出展協力金をご請求します。出展者は出展協力金請求書の発行日から 1 ヶ月以内に指定の銀行口座へお振り込みください。主催者が定める期日までに出席協力金のお振り込みがない場合、主催者は申し込みを取り消す権利を持ちます。なお広告代理店を通じてのお申し込みの場合は、代理店から請求しますので、その支払基準に従ってください。

【出展キャンセル】

- 1 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者のやむを得ない事情により、出展のすべてまたは一部の取り消し・解約をする場合、出展者は書面にて主催者に届け出たうえ、規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。
- 2 キャンセル料
 - 出展申込受理書発送日から 2011 年 8 月 31 日（水）／請求金額の 50%
 - 2011 年 9 月 1 日（木）以降、会期終了まで／請求金額の全額
- 3 キャンセル料以上の損害が主催者に発生している場合には、別途、損害賠償を請求することがあります。

【展示スペースの割り当て】

- 1 展示スペースは、主催者が定める小間の配置、形状に基づき、決定します。出展者は、その結果に従うものとします。
- 2 出展者は、主催者が定めた展示スペースを、いかなる理由があってもその全部または一部を、他社と交換・譲渡・貸与などすることはできません。
- 3 主催者は、会場ならびに所轄の警察署、消防署、保健所などによる指導・命令や出展申込キャンセルなどがあった場合、小間配置を変更することができます。

【書類の提出】

- 1 出展申込書提出後に、出展者は主催者から提出を求められた書類を指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合、主催者は出展・申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

【展示に関する規約】

- 1 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどが出展対象となります。
- 2 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに書面にて主催者に連絡し、許可を得なければなりません。
- 3 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、主催者の提供する「出展細則・提出書類」に規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。
- 4 出展者は、通路など自社小間内以外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。また、近隣の展示を妨害してはいけません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。
- 5 出展者は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など他社の迷惑となる行為を行ってはいけません。実演などが来場者・出展者などに多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができます。なお、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。
- 6 出展者は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。
- 7 展示会会期中および会期後に来場者・出展者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止または次回以降の出展申込拒否などの申し入れを行う権利を持ちます。また、出展者はこれに従うものとします。
- 8 展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における、現金の授受を伴う物品やサービスの提供（即売行為）・商談・契約内容などに関して主催者は一切その責を負いません。
- 9 出展者が展示会場内で酒類を販売または試飲提供する場合は、未成年者や車での来場者には提供してはいけません。出展者が酒類を販売または試飲提供したことによって、未成年者の飲酒や車での来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。
- 10 出展者は主催者に届けた後、自社ブースおよび出展者が特定されない全景のみ撮影することができます。

【個人情報の取り扱いについて】

- 1 出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をお願いします。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内での活用をお願いします。必ず「個人情報」の情報主体から「同意」をとってください。
- 2 出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営をお願いします。
- 3 出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」の情報主体から、「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとってください。
- 4 出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で、紛争などが生じた場合は、両者で協議して当該紛争の解決にあたってください。主催者はその際、一切の責を負いません。

【損害責任】

- 1 主催者はいかなる理由においても、出展者およびその雇用者・関係者が展示スペースおよび関連ウェブサイトを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責を負いません。
- 2 出展者はその従業員・関係者・代理店の故意・不注意の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとします。
- 3 出展された製品・サービスについて出展者と第三者との間に紛争が起きた場合は、主催者は一切その責を負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合は、直ちに補填しなければならぬものとします。
- 4 主催者は、天災、疫病、その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。
- 5 主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。